

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 国民投票の実施</p> <p>第一節～第七節（略）</p> <p>第八節 罰則（第九九条―<u>第一百二十五条の二</u>）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（投票人名簿）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国民投票を行う場合において必要があるときは、投票人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもって投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該投票人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）を用いることができる。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 国民投票の実施</p> <p>第一節～第七節（略）</p> <p>第八節 罰則（第九九条―<u>第一百二十五条</u>）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（投票人名簿）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国民投票を行う場合において必要があるときは、投票人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもって投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該投票人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。<u>第三十二条</u>において同じ。）を用いることができる。</p> <p>4・5（略）</p>

## 第二十四条 削除

## (異議の申出)

第二十五条 投票人は、投票人名簿の登録に関し不服があるときは、中央選挙管理会が定める期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

2 4 (略)

## (訴訟)

## 第二十六条 (略)

2 公職選挙法第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、前項において準用する同法第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若

## (縦覧)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条の規定により投票人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

## (異議の申出)

第二十五条 投票人は、投票人名簿の登録に関し不服があるときは、前条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

2 4 (略)

## (訴訟)

## 第二十六条 (略)

2 公職選挙法第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、前項において準用する同法第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若

しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の市町村の選挙管理委員会が行う投票人名簿の登録に関し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(登録の抹消)

第二十九条 (略)

(投票人名簿の抄本の閲覧)

第二十九条の二 市町村の選挙管理委員会は、第二十五条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間、特定の者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票人から投票人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票人に投票人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事

しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の縦覧に係る投票人名簿への登録又は投票人名簿からの抹消に関し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(登録の抹消)

第二十九条 (略)

(新設)

項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、第三号に定める事項については、この限りでない。

一 投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする者（第四項及び次条において「申出者」という。）の氏名及び住所

二 投票人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項（以下この条及び次条において「閲覧事項」という。）の利用の目的（次条において「利用目的」という。）

三 閲覧事項の管理の方法

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3| 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

4| 申出者は、閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（投票人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第二十九条の三 申出者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（新設）

- 2| 市町村の選挙管理委員会は、申出者が偽りその他不正の手段により前条第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧をした場合又は前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該申出者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。
- 3| 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかった場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあるとき認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。
- 4| 市町村の選挙管理委員会は、前二項の規定にかかわらず、申出者が偽りその他不正の手段により前条第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧をした場合又は第一項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申出者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。
- 5| 市町村の選挙管理委員会は、前条及びこの条の規定の施行に必

要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができる。

6 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、国民投票の期日後遅滞なく、前条第一項の申出に係る投票人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

7 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定により閲覧させる場合を除いては、投票人名簿の抄本を閲覧させてはならない。

（通報及び調査の請求）

第三十条 （略）

（投票人名簿の保存）

第三十二条 投票人名簿及び投票人名簿の抄本は、第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

（在外投票人名簿）

第三十三条 （略）

（通報及び調査の請求）

第三十条 （略）

（投票人名簿の保存）

第三十二条 投票人名簿及びその抄本は、第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

（在外投票人名簿）

第三十三条 （略）

2 (略)

3 国民投票を行う場合において必要があるときは、在外投票人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもって在外投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあっては、当該在外投票人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）を用いることができる。

4・5 (略)

(在外投票人名簿の被登録資格)

第三十五条 在外投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて行う。

一 登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿（公職選挙法第四章の二の在外選挙人名簿をいう。次条第四項及び第三十七条第一項第一号において同じ。）に登録されている者（登録基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に登録されている者を除く。）

二 次条第一項の規定により在外投票人名簿の登録の申請をした者（在外投票人名簿の登録を行おうとする日においていずれかの市町村の投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されている者

2 (略)

3 国民投票を行う場合において必要があるときは、在外投票人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもって在外投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあっては、当該在外投票人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第四十五条において同じ。）を用いることができる。

4・5 (略)

(在外投票人名簿の被登録資格)

第三十五条 在外投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて行う。

一 登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿（公職選挙法第四章の二の在外選挙人名簿をいう。次条第一項及び第四項並びに第三十七条第一項第一号において同じ。）に登録されている者（登録基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に登録されている者を除く。）

二 次条第一項の規定により在外投票人名簿の登録の申請をした者（当該申請に基づき在外投票人名簿の登録を行おうとする日においていずれかの市町村の投票人名簿に登録されている者を

を除く。)

三 登録基準日の翌日から第三十九条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間の開始の日の前日までの間に在外選挙人名簿への登録の移転(公職選挙法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。第三十七条第一項第三号において同じ。)がされた者(在外投票人名簿の登録を行う日とする日においていずれかの市町村の投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されている者を除く。)

(在外投票人名簿の登録の申請)

第三十六条 国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、国外に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外投票人名簿の登録の申請をすることができる。

2 4 (略)

(在外投票人名簿の登録)

第三十七条 市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる者が当

除く。)

(新設)

(在外投票人名簿の登録の申請)

第三十六条 国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、国外に住所を有する者(在外選挙人名簿に登録されている者を除く。)は、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外投票人名簿の登録の申請をすることができる。

2 4 (略)

(在外投票人名簿の登録)

第三十七条 市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる者が当



該市町村の在外投票人名簿に登録される資格を有する者である場合には、中央選挙管理会が定めるところにより、当該各号に掲げる者を在外投票人名簿に登録しなければならない。

一・二 (略)

三 登録基準日の翌日から第三十九条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間の開始の日の前日までの間に在外選挙人名簿への登録の移転がされた者

2 3 4 (略)

### 第三十八条 削除

該市町村の在外投票人名簿に登録される資格を有する者である場合には、中央選挙管理会が定めるところにより、当該各号に掲げる者を在外投票人名簿に登録しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

2 3 4 (略)

(在外投票人名簿に係る縦覧)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外投票人名簿に登録した者の氏名、經由領事官(同項第一号に掲げる者にあつてはその者に係る公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官又はその者に係る同法第三十条の六第五項の規定による同条第四項に規定する在外選挙人証(以下「在外選挙人証」という。)の交付を經由した領事官をいい、前条第一項第二号に掲げる者にあつてはその者に係る第三十六条第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この

(在外投票人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十九条 投票人は、在外投票人名簿の登録に関し不服があると  
きは、中央選挙管理会が定める期間内に、文書で当該市町村の選  
挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

2 4 (略)

(在外投票人名簿の登録に関する訴訟)

第四十条 (略)

2 公職選挙法第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一  
項の規定は、前項において準用する同法第二十五条第一項及び第  
三項の訴訟について準用する。この場合において、同法第二百十  
九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若

項において同じ。)の名称、最終住所及び生年月日(当該在外投票  
人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録さ  
れたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の  
名称及び生年月日)を記載した書面を縦覧に供さなければなら  
ない。

2 | 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の  
場所を告示しなければならない。

(在外投票人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十九条 投票人は、在外投票人名簿の登録に関し不服があると  
きは、前条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間内に、  
文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができ  
る。

2 4 (略)

(在外投票人名簿の登録に関する訴訟)

第四十条 (略)

2 公職選挙法第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一  
項の規定は、前項において準用する同法第二十五条第一項及び第  
三項の訴訟について準用する。この場合において、同法第二百十  
九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若

しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の市町村の選挙管理委員会が行う在外投票人名簿の登録に関し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外投票人名簿の登録の抹消)

第四十二条 (略)

(在外投票人名簿の抄本の閲覧等)

第四十二条の二 第二十九条の二及び第二十九条の三の規定は、在外投票人名簿について準用する。この場合において、第二十九条の二第一項中「第二十五条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項」と読み替えるものとする。

(在外投票人名簿の修正等に関する通知等)

第四十三条 (略)

しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の縦覧に係る在外投票人名簿への登録又は在外投票人名簿からの抹消に関し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外投票人名簿の登録の抹消)

第四十二条 (略)

(新設)

(在外投票人名簿の修正等に関する通知等)

第四十三条 (略)

(在外投票人名簿の保存)

第四十五条 第三十二条の規定は、在外投票人名簿及び在外投票人名簿の抄本の保存について準用する。

(在外投票人名簿の登録に関する政令への委任)

第四十六条 第三十五条から第三十七条まで及び第三十九条から前条までに規定するもののほか、在外投票人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(投票所の告示)

第五十二条 (略)

(共通投票所)

第五十二条の二 市町村の選挙管理委員会は、投票人の投票の便宜のため必要があると認める場合(当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。)には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する投票人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。

2| 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所において投票をした投票人が共通投票所に

(在外投票人名簿の保存)

第四十五条 第三十二条の規定は、在外投票人名簿及びその抄本の保存について準用する。

(在外投票人名簿の登録に関する政令への委任)

第四十六条 第三十五条から前条までに規定するもののほか、在外投票人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(投票所の告示)

第五十二条 (略)

(新設)

3| おいて投票をすること及び共通投票所において投票をした投票人が投票所又は他の共通投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

4| 天災その他避けることのできない事故により、共通投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、当該共通投票所を開かず、又は閉じるものとする。

5| 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

6| 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四十九条第一項</p>	<p>登録された者</p>	<p>登録された者（共通投票所にあつては、国民投票の投票権を有する者）</p>
<p>第四十九条第二項</p>	<p>投票所</p>	<p>投票所又は共通投票所</p>
<p>登録された者</p>	<p>登録された者（共通投票所にあつては、国民投票の投票権</p>	<p>登録された者（共通投票所にあつては、国民投票の投票権</p>

	第四十九条第三項	投票区	を有する者 投票所又は一の共通投票所
次条第一項ただし書、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十九条第二項	投票所	投票所又は共通投票所	
第六十四条	第七十四条	第七十四条(第五十二條の二第六項において準用する場合を含む。)	
第六十四条ただし書	投票所外	投票所外又は共通投票所外	
第六十五条第一項	投票所内	投票所内及び共通投票所内	
第六十五条第一項ただし書及び第六	投票所	投票所又は共通投票所	

第十七条第一項		
第八十条第二項	各投票所	各投票所、共通投票所

6| 前二条及び第七十二条から第七十四条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、第五十一条第一項ただし書中「投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り」とあるのは「必要があると認めるときは」と、「若しくは」とあるのは「若しくは当該時刻を」と、「時刻を四時間以内の範囲内において」とあるのは「時刻を」と読み替えるものとする。

7| 第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第七十条又は第七十一条第一項の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	場所に、	場所に、国民投票の期日においては当該国民投票の期日に投票を行う
	区域内	区域内、第七十条又

	前項
	「時刻を」
<p>は第七十一条第一項の規定により定めた投票の期日において、当該投票の期日に投票を行う当該市町村の区域内</p>	<p>「時刻を」と、前条第二項中「天災その他避けることのできない事故により前項」とあるのは「第七十条又は第七十一条第一項の規定により投票の期日を定めた場合において、前項の規定、次条第六項において準用する第五十二条第二項の規定又はこの項」と、</p>



「変更したときは、国民投票の当日を除くほか」とあるのは「設置する場所若しくは期日を変更し、又は当該共通投票所を設けないこととしたときは」と、「同項」とあるのは「前項」

8 前各項に定めるもののほか、共通投票所に関し必要な事項は、政令で定める。

(投票人名簿又は在外投票人名簿の登録と投票)

第五十三条 (略)

(期日前投票)

第六十条 国民投票の当日に次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第五十五条第一項の規定にかかわらず、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることが

(投票人名簿又は在外投票人名簿の登録と投票)

第五十三条 (略)

(期日前投票)

第六十条 国民投票の当日に次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第五十五条第一項の規定にかかわらず、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることが

できる。

一〇五 (略)

六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

2 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした投票人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第四十八条第五項及び第七十一条の規定は、適用しない。

できる。

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第四十八条第五項及び第七十一条の規定は、適用しない。

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

第五十一条第一項	(略)	午前七時	(略)	午前八時三十分	(略)	第六十四条	(略)	第七十四条	第六十条第六項に おいて準用する第 七十四条	(略)	第五十三条第一項 ただし書	国民投票の当日投 票所	第六十条第一項の 規定による投票の 日、期日前投票所
	(略)										(略)	最後	投票所

6| 第五十条から第五十二条まで及び第七十二条から第七十四条ま  
での規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、  
次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十一条第一項	(略)	午前七時	(略)	午前八時三十分	(略)	第六十四条	(略)	第七十四条	第六十条第三項に おいて準用する第 七十四条	(略)	第五十三条第一項	国民投票の当日投 票所	第六十条第一項の 規定による投票の 日、期日前投票所
	(略)										(略)	最後	投票所

3| 第五十条から第五十二条まで及び第七十二条から第七十四条ま  
での規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、  
次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

投票人の投票の便 宜のため必要があ ると認められる特	二以上の期日前投 票所を設ける場合 にあつては、一の期
----------------------------------	-----------------------------------

	<p>第五十一条第一項 ただし書</p>
	<p>投票人の投票の便宜のため必要がある と認められる特 別の事情のある場 合又は投票人の投 票に支障を来さな いと認められる特 別の事情のある場</p>
	<p>次の各号に掲げる 場合には、当該各号 に定める措置をと ることができる。 一 当該市町村の 選挙管理委員会 が設ける期日前 投票所の数が一</p>
	<p>別の事情のある場 合又は投票人の投 票に支障を来さな いと認められる特 別の事情のある場 合に限り、投票所を 開く時刻を二時間 以内の範囲内にお いて繰り上げ若し くは繰り下げ、又は 投票所を閉じる時 刻を四時間以内の 範囲内において</p>
	<p>日前投票所を除き、 期日前投票所を開 く時刻を繰り下げ、 又は期日前投票所 の閉じる時刻を</p>

---

---

合に限り、投票所を  
開く時刻を二時間  
以内の範囲内にお  
いて繰り上げ若し  
くは繰り下げ、又は  
投票所を閉じる時  
刻を四時間以内の  
範囲内において繰  
り上げることがで  
きる。

である場合、期  
日前投票所を開  
く時刻を二時間  
以内の範囲内  
において繰り上げ、  
又は期日前投票  
所を閉じる時刻  
を二時間以内の  
範囲内において  
繰り下げること。  
二 当該市町村の  
選挙管理委員会  
が設ける期日前  
投票所の数が二  
以上である場合  
（午前八時三十  
分から午後八時  
までの間におい  
て、いずれか一以  
上の期日前投票  
所が開いている

---

---

8  (略)	<p>7  市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の投票人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>場合に限る。) 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げること。</p>
4  (略)	(新設)	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(不在者投票)

第六十一条 (略)

2～6 (略)

7 投票人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶(以下この項及び第九項第二号において「指定船舶」という。)に乗って本邦以外の区域を航海する船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員をいい、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であつて船員手帳に準ずる文書の交付を受けているもの(以下この項において「実習生」という。)を含む。)であるもの又は投票人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法第一条に規定する船員をいい、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに実習生を含む。)であるもののうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条

(不在者投票)

第六十一条 (略)

2～6 (略)

7 投票人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶に乗って本邦以外の区域を航海する船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員をいう。)であるもののうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

第一項ただし書、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

8| 前項の規定は、同項の投票人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものであるものうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票について準用する。

この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替えるものとする。

9| 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織（以下この項において「南極地域調査組織」という。）に属する投票人（南極地域調査組織に同行する投票人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）で次の各号に掲げる施設又は船舶に滞在するものうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかわら

（新設）

8| 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織（以下この項において「南極地域調査組織」という。）に属する投票人（南極地域調査組織に同行する投票人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）で次の各号に掲げる施設又は船舶に滞在するものうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかわら



ず、その滞在する次の各号に掲げる施設又は船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

一 (略)

二 本邦と前号に掲げる施設との間において南極地域調査組織を輸送する指定船舶 この項に規定する方法による投票を行うことについて不在者投票管理者が当該指定船舶の船長の許可を得た場所

10| (略)

(在外投票等)

第六十二条 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、第六十条第一項及び前条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十九条及び次条の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの方法により行わせることができる。

一 国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日前六日に当たる日（投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合には、あらかじめ

ず、その滞在する次の各号に掲げる施設又は船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

一 (略)

二 本邦と前号に掲げる施設との間において南極地域調査組織を輸送する船舶で前項の総務省令で定めるもの。この項に規定する方法による投票を行うことについて不在者投票管理者が当該船舶の船長の許可を得た場所

9| (略)

(在外投票等)

第六十二条 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、第六十条第一項及び前条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十九条及び次条の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの方法により行わせることができる。

一 国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日前六日に当たる日（投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合には、あらかじめ

め総務大臣が外務大臣と協議して指定する日)までの間(あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。)に、自ら在外公館の長(総務大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。以下この号において同じ。)の管理する投票を記載する場所に行き、在外投票人証又は在外選挙人証(公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証をいう。以下同じ。)及び旅券その他の政令で定める文書を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

二 (略)

2 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条第一項 ただし書	投票所	投票人名簿	在外投票人名簿
第五十五条第一項	投票所	指定在外投票区の投票所	指定在外投票区の投票所
第五十五条第二項	投票人名簿	在外投票人証又は公職選挙法第三十	在外投票人証又は公職選挙法第三十

め総務大臣が外務大臣と協議して指定する日)までの間(あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。)に、自ら在外公館の長(総務大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。以下この号において同じ。)の管理する投票を記載する場所に行き、在外投票人証又は在外選挙人証及び旅券その他の政令で定める文書を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

二 (略)

2 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票については、第五十三条第一項ただし書中「投票人名簿」とあるのは「在外投票人名簿」と、「投票所」とあるのは「指定在外投票区の投票所」と、第五十五条第一項中「投票所」とあるのは「指定在外投票区の投票所」と、同条第二項中「投票人名簿」とあるのは「在外投票人証又は在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿」と、「当該投票人名簿」とあるのは「当該在外投票人名簿」と、「第二十条第二項」とあるのは「第三十三条第二項」と、「書類」第六十九条及び第七十条において同じ。」とあるのは「書類」と、第六十条第一項中「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」と、「投票区」とあるのは

<p>第五十六條第一項、 第五十七條第一項 及び第五十九條第 二項</p>	<p>投票所</p>	<p>指定在外投票区の 投票所</p>	<p>第二十條第二項</p>	<p>書類。第六十九條及 び第七十條におい て同じ。</p>	<p>第三十三條第二項 書類</p>	<p>当該投票人名簿</p>	<p>簿</p>	<p>当該在外投票人名 簿</p>	<p>條の六第四項に規 定する在外選挙人 証を提示して、在外 投票人名簿</p>
---	------------	-------------------------	----------------	--	------------------------	----------------	----------	-----------------------	--

3| 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に

ついては、投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会が第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所において、行わせることができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、

「指定在外投票区」と、同条第二項の表第五十三条第一項の項中「第五十三条第一項」とあるのは「第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される第五十三条第一項」と、「国民投票の当日投票所」とあるのは「国民投票の当日指定在外投票区の投票所」と、「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」とする。

(新設)

前項の規定は、適用しない。

<p>第五十二条の二第 二項</p>					<p>第五十二条の二第 五項</p>
<p>前項の規定により 共通投票所を設け る</p>	<p>投票所</p>	<p>が共通投票所</p>	<p>及び共通投票所</p>	<p>が投票所</p>	<p>他の共通投票所</p>
<p>第六十二条第三項 の規定により共通 投票所を指定した</p>	<p>指定在外投票区 の 投票所</p>	<p>が同項の規定によ り市町村の選挙管 理委員会が指定し た共通投票所（以下 「指定共通投票所」 という。）</p>	<p>及び指定共通投票 所</p>	<p>が指定在外投票区 の投票所</p>	<p>他の指定共通投票 所</p>
<p>第一項の規定によ り共通投票所を設</p>					<p>第六十二条第三項 の規定により指定</p>

	<p>第五十二条の二第 五項の表次条第一 項ただし書、第五十 五条第一項、第五十 六条第一項、第五十 七条第一項及び第 五十九条第二項の 項</p>		<p>第五十三条第一項 ただし書</p>		
<p>ける</p>	<p>次条第一項ただし 書、第五十五条第一 項</p>	<p>投票所又は共通投 票所</p>	<p>投票人名簿</p>	<p>投票人名簿</p>	<p>当該投票人名簿</p>
<p>共通投票所を指定 した</p>	<p>第五十五条第一項</p>	<p>指定在外投票区の 投票所又は指定共 通投票所</p>	<p>在外投票人名簿 指定在外投票区の 投票所又は指定共 通投票所</p>	<p>在外投票人証又は 公職選挙法第三十 条の六第四項に規 定する在外選挙人 証を提示して、在外 投票人名簿</p>	<p>当該在外投票人名</p>

第二十條第二項	簿
書類。第六十九條及び第七十條において同じ。	書類

4) 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票のうち、第六十條第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

第五十五條第二項	投票人名簿	在外投票人証又は公職選挙法第三十條の六第四項に規定する在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿
当該投票人名簿	当該在外投票人名簿	
第二十條第二項	簿	
書類。第六十九條及	書類	
	第三十三條第二項	

(新設)

第六十条第一項	期日前投票所 第七十条において同じ。	市町村の選挙管理委員会 の指定した期日前投票所（次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。）
第六十条第一項第二号及び第五号	投票区	指定在外投票区
第六十条第一項第六号	投票所	指定在外投票区の投票所
第六十条第二項	二以上の期日前投票所を設ける	前項の規定により二以上の指定期日前投票所を指定した
第六十条第五項	期日前投票所において投票を行わせる	指定期日前投票所を指定した

<p>第六十条第五項の 表第五十三条第一 項ただし書の項</p>			
<p>国民投票</p> <p>投票人名簿に登録 されるべき旨の決 定書又は確定判決 書を所持し、国民投 票</p>	<p>第六十条第一項</p>	<p>在外投票人名簿に 登録されるべき旨 の決定書又は確定 判決書を所持し、第 六十条第一項</p>	<p>期日前投票所</p>
<p>第六十条第五項の 表第五十六条第一</p>	<p>期日前投票所</p>	<p>指定期日前投票所</p>	<p>指定期日前投票所 (第六十二条第四 項の規定により読 み替えて適用され る第六十条第一項 に規定する指定期 日前投票所をいう。 以下第五十九条ま でにおいて同じ。)</p>



項の項及び第五十七  
七条第一項及び前

条第二項の項

5| 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、前条第二項から第九項までの規定は、適用しない。

(投票箱等の送致)

第六十九条 投票管理者が同時に開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、国民投票の当日、その投票箱、投票録、投票人名簿又はその抄本及び在外投票人名簿又はその抄本（当該在外投票人名簿が第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該在外投票人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下この条及び次条において同じ。）を開票管理者に送致しなければならない。ただし、当該投票人名簿が第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合で政令で定めるときは投票人名簿又はその抄本を、当該在外投票人名簿が第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合で政令で定めるときは在外投票人名簿又はその抄本を、それぞれ、送致することを要しない。

3| 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。

(投票箱等の送致)

第六十九条 投票管理者が同時に開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、国民投票の当日、その投票箱、投票録、投票人名簿又はその抄本及び在外投票人名簿又はその抄本（当該在外投票人名簿が第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該在外投票人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条において同じ。）を開票管理者に送致しなければならない。

## (繰延投票)

第七十一条 天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、都道府県の選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を少なくとも二日前に告示しなければならない。

2 前項に規定する事由を生じた場合には、市町村の選挙管理委員会は、国民投票分会長を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

## (投票所に入し得る者)

第七十二条 投票人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人の同伴する子供(幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の者をいう。以下この項において同じ。)は、投票所に入ることができる。ただし、投票管理者が、投票人の同伴する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、喧

## (繰延投票)

第七十一条 天災その他避けることのできない事故により投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。ただし、その期日は、都道府県の選挙管理委員会において、少なくとも五日前に告示しなければならない。

2 前項に規定する事由を生じた場合には、市町村の選挙管理委員会は、国民投票分会長を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

## (投票所に入し得る者)

第七十二条 投票人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。ただし、投票人の同伴する幼児その他の投票人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

## (新設)

騒その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあると認め、その旨を投票人に告知したときは、この限りでない。

3 投票人を介護する者その他の投票人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認められた者についても、前項本文と同様とする。

(繰延開票)

第八十七条 第七十一条第一項前段及び第二項の規定は、開票について準用する。

(開票所の取締り)

第八十八条 第七十二条第一項、第七十三条及び第七十四条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

(準用)

第九十九条 第七十一条第一項前段、第七十二条第一項、第七十三条及び第七十四条並びに公職選挙法第八十二条の規定は、国民投票分会及び国民投票会について準用する。この場合において、第七十一条第一項前段中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、「国民投票分会に関しては都道府県の選挙管理委員会は、国民投

(新設)

(繰延開票)

第八十七条 第七十一条第一項本文及び第二項の規定は、開票について準用する。

(開票所の取締り)

第八十八条 第七十二条本文、第七十三条及び第七十四条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

(準用)

第九十九条 第七十一条第一項本文、第七十二条本文、第七十三条及び第七十四条並びに公職選挙法第八十二条の規定は、国民投票分会及び国民投票会について準用する。この場合において、第七十一条第一項本文中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、「国民投票分会に関しては都道府県の選挙管理委員会は、国民投

投票会に関しては中央選挙管理会は」と読み替えるものとする。

(投票の秘密侵害罪)

第一百十二条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務に係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第五十九条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。)又は監視者(投票所(第五十二条の二第一項に規定する共通投票所及び第六十条第一項に規定する期日前投票所を含む。次条第一項、第一百十四条及び第一百十六条において同じ。)、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場を監視する職権を有する者をいう。以下同じ。)が投票人の投票した内容を表示したときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第一百十八条 (略)

(投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反)

票会に関しては中央選挙管理会は」と読み替えるものとする。

(投票の秘密侵害罪)

第一百十二条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務に係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第五十九条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。)又は監視者(投票所(第六十条第一項に規定する期日前投票所を含む。以下この節において同じ。)、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場を監視する職権を有する者をいう。以下同じ。)が投票人の投票した内容を表示したときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第一百十八条 (略)

第百十八条の二 第二十九条の三第三項(第四十二条の二において

(新設)

準用する場合を含む。)又は第二十九条の三第四項(第四十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十九条の三第五項(第四十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第百十九条 (略)

第百十九条 (略)

(不在者投票の場合の罰則の適用)

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第百二十三条 (略)

第百二十三条 (略)

2 3 4 (略)

2 3 4 (略)

5 第六十一条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきフアクシミリ装置は投票箱とみなして、この節の規定を適用する。

6 第六十一条第九項の規定による投票については、同項の施設又は船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村

5 第六十一条第八項の規定による投票については、同項の施設又は船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村

の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者は第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者とみなして、この節の規定を適用する。

(国外犯)

第二百二十五条 (略)

(偽りその他不正の手段による投票人名簿の抄本等の閲覧等に対する過料)

第二百二十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第一百八条の二の規定により刑を科すべき場合を除き、三十万円以下の過料に処する。

一 偽りその他不正の手段により、第二十九条の二第一項(第四十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による投票人名簿の抄本又は在外投票人名簿の抄本の閲覧をした者

二 第二十九条の三第一項(第四十二条の二において準用する場合

の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者は第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者とみなして、この節の規定を適用する。

(国外犯)

第二百二十五条 (略)

(新設)

合を含む。)の規定に違反した者

2| 前項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

第三章 国民投票の効果

第二百二十六条 (略)

(費用の国庫負担)

第三百三十六条 国民投票に関する次に掲げる費用その他の国民投票に関する一切の費用は、国庫の負担とする。

一 (略)

二 投票所、共通投票所及び期日前投票所に要する費用

三十一 (略)

(国民投票に関する期日の国外における取扱い)

第四百一条 この法律に規定する国民投票に関する期日の国外における取扱い(第六十一条第一項、第四項及び第七項から第九項までの規定による投票に関するものを除く。)については、政令で定める。

(国民投票に関する届出等の時間)

第四百十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により総

第三章 国民投票の効果

第二百二十六条 (略)

(費用の国庫負担)

第三百三十六条 国民投票に関する次に掲げる費用その他の国民投票に関する一切の費用は、国庫の負担とする。

一 (略)

二 投票所及び期日前投票所に要する費用

三十一 (略)

(国民投票に関する期日の国外における取扱い)

第四百一条 この法律に規定する国民投票に関する期日の国外における取扱い(第六十一条第一項、第四項、第七項及び第八項の規定による投票に関するものを除く。)については、政令で定める。

(国民投票に関する届出等の時間)

第四百十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて

務大臣、中央選挙管理会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長等に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間に行わなければならない。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならない。

一 第二十九条の二第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧の申出（地方公共団体の休日に行われるものを除く。）

二 （略）

三 第四十二条の二において準用する第二十九条の二第一項の規定による在外投票人名簿の抄本の閲覧の申出（地方公共団体の休日に行われるものを除く。）

四 （略）

2 前項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項若しくは第七項から第九項までの規定による投票に関し国外において行う行為、第六十二条第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により在外公館の長に対して行う行為は、政令で定める時間内に行わなければならない。

（不在者投票の時間）

第四百四十三条 前条第一項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、

総務大臣、中央選挙管理会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならない。

（新設）

一 （略）

（新設）

二 （略）

2 前項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項、第七項若しくは第八項の規定による投票に関し国外においてする行為、第六十二条第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内にしなければならない。

（不在者投票の時間）

第四百四十三条 前条第一項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、



第四項、第七項又は第九項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対して行う行為（国外において行うものを除く。次項において同じ。）のうち政令で定めるものは、午前八時三十分（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前六時三十分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）から午後八時（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後十時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）までの間に行うことができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項、第七項又は第九項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対して行う行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている職務時間内に行わなければならない。

#### 附 則

（在外投票人名簿の登録の申請等に関する特例）

第二条 政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録さ

第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為（国外においてするものを除く。次項において同じ。）のうち政令で定めるものは、午前八時三十分から午後八時（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後八時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合にあっては、当該定められている時刻）までの間に行うことができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている職務時間内に行わなければならない。

#### 附 則

（在外投票人名簿の登録の申請等に関する特例）

第二条 政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録さ

れたことがないものに対するこの法律の適用については、第三十六條第一項中「最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）」とあり、及び同条第三項中「当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）」とあるのは、「申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」とする。

2  
(略)

れたことがないものに対するこの法律の適用については、第三十六條第一項中「最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）」とあり、及び同条第三項中「当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）」とあるのは「申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」と、第三十八條第一項中「領事官をいう。以下この項において同じ」とあるのは「領事官をいう」と、「最終住所及び生年月日（当該在外投票人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）」とあるのは「及び生年月日」とする。

2  
(略)